

考査項目別運用表(土木工事)

1. 契約番号 〇〇-〇〇〇 (※発注年度－契約番号)

2－1総括監督員

〇〇〇〇

2. 工事名 〇〇〇〇工事

工事完成年月日

令和〇〇年〇月〇〇日

考査項目	細別																																						
7. 法令遵守等	○工事事故等による減点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th><th>点数</th><th>該当項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.指名停止3ヶ月以上</td><td>－ 2 0 点</td><td>点</td></tr> <tr> <td>2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－ 1 5 点</td><td>点</td></tr> <tr> <td>3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－ 1 3 点</td><td>点</td></tr> <tr> <td>4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－ 1 0 点</td><td>点</td></tr> <tr> <td>5.文書注意(「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく文書注意をいう。)</td><td>－ 8 点</td><td>点</td></tr> <tr> <td>6.口頭注意(「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく文書注意をいう。)</td><td>－ 5 点</td><td>点</td></tr> <tr> <td>7.工事関係者事故又は公衆災害等が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく口頭注意以上の処分が行われなかった場合やその他の法令等を遵守しなかった場合で、監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善通知を行った場合は1点～2点を減点し、これに従わなかった場合(指示)は3点を減点するものとする。ただし、改善指示等が複数あった場合には最大5点まで減点できる。(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものや第三者の行為によるものである場合を除く。)</td><td>－ 1 点 ～ －5点</td><td>点</td></tr> </tbody> </table> ○総合評価落札方式の不履行等による減点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th><th>点数</th><th>該当項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.総合評価落札方式の施工計画または技術提案において、受注者の責により不履行もしくは履行性の疑義が確認された場合。 (最大8点を減点とする。ただし、技術提案型については入札公告に定める。)</td><td>－ 1 点 ～ － 8 点</td><td>点</td></tr> </tbody> </table> ○週休2日制工事における発注者指定型での不履行等による減点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th><th>点数</th><th>該当項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者指定型の週休2日制工事において、受注者の責により、通期の週休2日未満の場合は、契約違反として工事成績評定から減点する。</td><td>－ 1 点</td><td>点</td></tr> </tbody> </table> 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する場合は、施工にあたって工事関係者が、下記の項目に該当し上表の措置があった場合に適用する。 なお、「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行すること限定し、「工事関係者」とは当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ① 「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」別表の措置要件に該当する場合。 ② 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合に適用する。 ③ 監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善指示等(通知・指示)を行った場合(「考査項目別運用表」の摘要欄参照) ※該当項目欄に減点数を入れると自動計算をする。 <table border="1"> <tr> <td>評点</td></tr> <tr> <td>－ 0 点</td></tr> </table> 理由	措 置 内 容	点数	該当項目	1.指名停止3ヶ月以上	－ 2 0 点	点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 1 5 点	点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 1 3 点	点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 1 0 点	点	5.文書注意(「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく文書注意をいう。)	－ 8 点	点	6.口頭注意(「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく文書注意をいう。)	－ 5 点	点	7.工事関係者事故又は公衆災害等が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく口頭注意以上の処分が行われなかった場合やその他の法令等を遵守しなかった場合で、監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善通知を行った場合は1点～2点を減点し、これに従わなかった場合(指示)は3点を減点するものとする。ただし、改善指示等が複数あった場合には最大5点まで減点できる。(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものや第三者の行為によるものである場合を除く。)	－ 1 点 ～ －5点	点	措 置 内 容	点数	該当項目	1.総合評価落札方式の施工計画または技術提案において、受注者の責により不履行もしくは履行性の疑義が確認された場合。 (最大8点を減点とする。ただし、技術提案型については入札公告に定める。)	－ 1 点 ～ － 8 点	点	措 置 内 容	点数	該当項目	発注者指定型の週休2日制工事において、受注者の責により、通期の週休2日未満の場合は、契約違反として工事成績評定から減点する。	－ 1 点	点	評点	－ 0 点
措 置 内 容	点数	該当項目																																					
1.指名停止3ヶ月以上	－ 2 0 点	点																																					
2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 1 5 点	点																																					
3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 1 3 点	点																																					
4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 1 0 点	点																																					
5.文書注意(「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく文書注意をいう。)	－ 8 点	点																																					
6.口頭注意(「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく文書注意をいう。)	－ 5 点	点																																					
7.工事関係者事故又は公衆災害等が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、「佐野市競争入札参加者指名停止要綱」に基づく口頭注意以上の処分が行われなかった場合やその他の法令等を遵守しなかった場合で、監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善通知を行った場合は1点～2点を減点し、これに従わなかった場合(指示)は3点を減点するものとする。ただし、改善指示等が複数あった場合には最大5点まで減点できる。(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものや第三者の行為によるものである場合を除く。)	－ 1 点 ～ －5点	点																																					
措 置 内 容	点数	該当項目																																					
1.総合評価落札方式の施工計画または技術提案において、受注者の責により不履行もしくは履行性の疑義が確認された場合。 (最大8点を減点とする。ただし、技術提案型については入札公告に定める。)	－ 1 点 ～ － 8 点	点																																					
措 置 内 容	点数	該当項目																																					
発注者指定型の週休2日制工事において、受注者の責により、通期の週休2日未満の場合は、契約違反として工事成績評定から減点する。	－ 1 点	点																																					
評点																																							
－ 0 点																																							